

田辺市消防本部甲種防火管理新規講習会（第1回）開催案内

1 講習日時、講習会場等

(1) 講習日時等

講習種別	講 習 日	講 習 時 間	定 員
新規講習 第1回	令和7年6月19日（木）	午前10時00分～午後4時00分	70名 (程度)
	令和7年6月20日（金）		

(2) 講習会場

田辺市高雄一丁目23番1号

田辺市民総合センター2階 交流ホール

※ 講習会場案内図をご覧ください。

(3) 当日受付時間

午前9時30分～午前9時55分

2 講習科目及び時間

講 習 科 目	時 間
防火管理の意義及び制度	2時間
火気管理	2時間
施設及び設備の維持管理	2時間
防火管理に係る消防計画	2時間
防火管理に係る訓練及び教育	2時間

3 受講手続

(1) 申請時の注意事項

・受付について

例年、申し込みが多数のため、田辺市消防本部管内（田辺市及び上富田町。以下「管内」という。）の事業所等の防火管理者として選任される予定の方が、受講できなくなっています。受講者の決定については、管内の事業所等で**防火管理者として選任される予定の方を優先**しますのでご了承ください。

・優先順位について

下記の状態等により、優先順位をつけたうえで受講者を決定します。

① 管内の事業所等で、防火管理者の選任が必要であるが、未選任の状態である。

② 管内の事業所等で、既に防火管理者は選任されているが、講習修了後に交代を予定している。

③ ①及び②以外の管内在住者の受講

④ 上記のいずれにも該当しない。

なお、申込期間内に定員を超える申し込みがあった場合には、**抽選とさせていた**

だきますので、ご了承ください。

・抽選について ※ 定員 70 名

(例) 申込者数が、上記①の方で 50 名、②の方で 30 名、③の方で 10 名、④の方で 5 名の場合

①の 50 名：受講者として決定する。

②の 30 名：抽選を行い、この内 20 名を受講者として決定する。

③の 10 名：定員漏れ

④ の 5 名：定員漏れ

・受講者決定の連絡について

受講者の決定（受講できない場合を含む。）につきましては、申込期間終了後、申し込みされた方にご連絡させていただきます。申込書にメールアドレスを記入された方には、メールでの連絡を予定しています。oto.shoubo@city.tanabe.lg.jp からメールを受信できるようにしておいてください。5月 30 日（金）までに連絡が無い場合には、大塔分署（0739-48-0119）まで連絡してください。

抽選の結果、落選された方につきましてはキャンセル待ちとさせていただきます。

なお、受講予定の方がキャンセルをした場合においては、キャンセル待ちの方で抽選し、当選された方に対してのみご連絡させていただきます。

・キャンセル待ちの方について

上記抽選についての例で、12 名のキャンセルがあった場合

②で落選された 10 名の方を受講者として決定する。

③の 10 名で抽選を行い、2名を受講者として決定する。

（2）申込方法

受講申込書に必要事項を記入し、申込期間内にお申し込みください。

窓口への直接申し込み、FAX（0739-48-0090）、郵送（大塔分署宛て、住所は下記参照）及びメール（oto.shoubo@city.tanabe.lg.jp）、田辺市 HP の消防本部予防課ページにある防火管理者講習会の申込フォーム（<https://logoform.jp/form/nAhc/718593>）から申し込みが可能です。

【申込期間】令和7年5月 12 日（月）～ 令和7年5月 23 日（金）

【窓口受付時間】午前8時30分～午後5時 15 分（土・日・祝日を除く。）

※ 複数の方法による申し込みにつきましては、ご遠慮願います。

4 指定テキスト

図説防火管理 東京法令出版 1760 円

消防設備等の自主点検ポイント 東京法令出版 460 円

テキスト代金の支払い方法について

※ 当日、受付時に上記のテキストと振り込み用紙をお渡しするので、各自で振り込みをお願いします。振込手数料についてはコンビニ振込、郵便局振込は無料です。入金等の管理は東京法令出版株式会社が行うため、申込書の個人情報（氏名、住所、電話番号）を東京法令出版株式会社に提供します。

申込書に個人情報提供について同意、不同意のチェックを入れる欄があるので、必ず

どちらかにチェックを入れてください。個人情報の提供に同意していただけない場合は、各自で指定のテキスト（最新版）を購入しご持参ください。なお、個人で購入する場合には上記の価格とは異なる場合があります。東京法令出版株式会社に個人で注文する場合には、注文から商品の到着まで2週間程度かかる場合があります。

5 注意事項

- (1) 気象庁が発表する特別警報等の防災情報に対処して講習会を中止する場合があります。この場合、講習会当日の午前8時以降に予防課（0739-26-9954）まで電話でお問い合わせください。
- (2) 公共交通機関の事故（運休・遅延等）、突然の体調不良、その他特別な事態により講習会を欠席又は遅刻する場合は、予防課まで連絡してください。
- (3) マスクの着用につきましては、各個人の判断でよろしくお願ひいたします。
- (4) 受講当日は、本人確認のできる書類（運転免許証、保険証等）及び筆記用具を必ず持参してください。
- (5) 「消防設備点検資格者講習の課程を修了し、免状の交付を受けている方」及び「自衛消防業務講習の課程を修了している方」は講習科目を一部免除することができますので、申し込み前に連絡してください。免除科目については新規講習の「防火管理の意義及び制度」（2時間）です。
- (6) 市町村の消防団員で、3年以上管理的な立場（班長以上）にあった方は防火管理者として必要な学識経験を有すると認められる場合がありますので、申し出てください。（消防法施行規則第2条参照）

6 その他

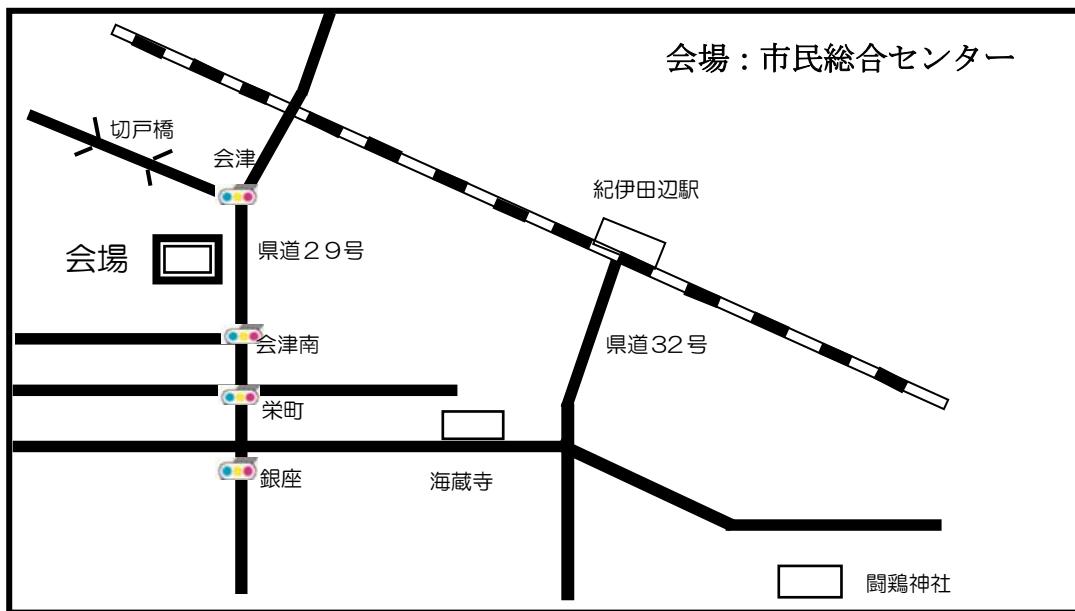
- (1) 遅刻や途中退席のないようにお願いします。
- (2) 講義中の携帯電話の使用は禁止します。
- (3) 講習会場内での飲食は可能です。
- (4) 講習会場内は禁煙となっておりますが、屋外に喫煙所を設けております。
- (5) 受講に際しての駐車場は各自でお探しください。なお、市民総合センターの有料駐車場については、本講習会の受講人数以上の駐車スペースはありますが、他の方の駐車等により、満車となる場合もあります。（市民総合センターでは、有料駐車場以外のスペースは施設関係者等の駐車場等になりますので、駐車はお控えください。）また、駐車場でのトラブルには一切の責任を負いません。

- (6) 講習に関して不明な点等がございましたら、大塔分署（0739-48-0119）までお問い合わせください。
- (7) 個人情報の取り扱いについて、ご記入いただいた情報は、防火管理講習における修了証、名簿及び修了者データベースの作成、テキスト購入時に使用し、目的以外には使用いたしません。

◇◆◇申込み先・お問合せ先◇◆◇

・田辺市消防本部(予防課)	〒646-0011 田辺市新庄町46番地の119	0739-26-9954
・上富田分署	〒649-2103 上富田町生馬725番地の1	0739-47-0119
・龍神分署	〒645-0415 田辺市龍神村西376番地	0739-78-0119
・中辺路分署	〒646-1417 田辺市中辺路町川合1429番地の7	0739-64-0119
・大塔分署	〒646-1101 田辺市鮎川851番地の1	0739-48-0119
・本宮分署	〒647-1731 田辺市本宮町本宮123番地	0735-42-0119

◇◆◇講習会場案内図◇◆◇



受講申込書（第1回甲種防火管理新規講習）

田辺市消防長 宛て	申込日	令和 年 月 日
【受講理由】 ※右の中から該当する項目に、✓を記入してください。		① 管内の事業所等で、防火管理者の選任が必要であるが、未選任の状態である。
		② 管内の事業所等で、既に防火管理者は選任されているが、講習修了後に交代を予定している。
		③ ①及び②以外の管内在住者の受講
		④ 上記のいずれにも該当しない。
		受講者
フリガナ		
氏 名		
生年月日	昭和・平成 年 月 日生	
メールアドレス		
テキスト購入のため東京法令出版への個人情報提供に <input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない		
勤務先	事業所名 (例) ○○支店	
	所在地	(〒 ー) (☎)
※ 受付番号	※ 受付者	※ 経過欄
第 号		

《注意事項》

- ※は記入しないこと。
- 勤務先欄には防火管理者に選任される予定の事業所名等を記入してください。
- 「消防設備点検資格者講習の課程を修了し、免状の交付を受けている方」及び「自衛消防業務講習の課程を修了している方」は講習科目を一部免除することができますので、申し出てください。
- 受講当日は、本人確認のできる書類(運転免許証、保険証等)及び筆記用具を必ず持参してください。

※ 個人情報の取り扱いについて

ご記入いただいた情報は、防火管理講習における修了証、名簿及び修了者データベースの作成用として使用し、目的以外には使用いたしません。テキスト購入のための個人情報提供に同意しない場合には、当消防本部指定のテキストを各自で購入して下さい。